

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
E-9	アスベストに関する大気汚染防止法の手続きは、どうなっているのですか。 (令和6年4月1日更新)	

【答】

大気汚染防止法では、アスベストに関する規制は2つあります。

① 特定粉じん発生施設の設置の際の手続等

アスベスト製品を製造・加工する施設（特定粉じん発生施設）を有している工場に対し、設置時の届出と、従業員数が21名以上であれば年2回の敷地境界での測定が義務づけられています。

ただし、施設の能力が一定規模以下のもの、密閉構造のものや湿潤させて製造加工を行うものは、同法の対象外です。

② 解体等工事の際の手続等

建築物又は工作物の除去等工事を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果について、次のいずれかの解体等工事の場合、報告が義務づけられています。

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ・工作物*を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

※対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）。（令和5年6月23日 環境省告示第47号）

また、事前調査の結果、建築物又は工作物に吹付け石綿や石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されていた場合、除去等工事にあたっては、発注者等はその作業開始の14日前までに届出を行うことが義務付けられています。なお、上記①及び②の手続きは、大気汚染防止法の所管行政庁として、本県のほか、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市の6市で対応しています。

参考

○大気汚染防止法における石綿飛散防止対策の解説

（環境省ホームページ「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」）

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/202402zenbun.pdf>

○アスベスト除去等工事の手続きについて（神奈川県環境課ホームページ）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto_tetuduki.html

（手続きに必要な様式はこちらからダウンロードできます。）